

法曹養成制度検討会議 第1回会議 議事録

第1 日 時 平成24年8月28日（火）自 午前10時00分
至 午前11時51分

第2 場 所 法務省第一会議室

第3 議 題

- 1 開 会
- 2 法務大臣あいさつ
- 3 委員の紹介
- 4 会議の進め方等について
- 5 法曹の養成に関するこれまでの検討経過について
- 6 法曹有資格者の活動領域の在り方について
- 7 次回の予定
- 8 閉 会

第4 出席委員等 佐々木座長，竹歳内閣官房副長官，法務省井上大臣官房審議官（松野法務大臣政務官代理），藤田財務副大臣，高井文部科学副大臣，中根経済産業大臣政務官，伊藤委員，岡田委員，鎌田委員，清原委員，久保委員，国分委員，田島委員，田中委員，南雲委員，萩原委員，丸島委員，山口委員，和田委員，最高裁判所事務総局小林審議官，最高検察庁林オブザーバー，日本弁護士連合会橋本オブザーバー

第5 その他の出席者 西川法務事務次官（滝法務大臣代理）

議 事

○松並官房付 予定の時刻となりましたので、法曹養成制度検討会議の第1回会議を始めさせていただきます。

本日は法務大臣のあいさつを予定していましたが、国会への出席のため欠席しております。そのため、法務事務次官の西川より法務大臣あいさつを代読させていただきます。

○西川法務事務次官 おはようございます。滝法務大臣をはじめ、法務省の政務三役が、現在参議院の法務委員会に出席しておりますので、欠席となりました。滝法務大臣のあいさつを代読させていただきます。

委員の皆様、本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。法曹養成制度検討会議第1回会議の開催に当たり、一言、ごあいさつを申し上げます。

平成13年の司法制度改革審議会意見書は、今後国民生活の様々な場面において法曹に対する需要がますます多様化・高度化することが予想されるとし、21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹を養成するために、新しい法曹養成制度の導入が不可欠であるとしました。

このような理念に基づいて導入された新しい制度の下で、これまでに多くの有為な人材が誕生しました。しかし、他方で、新しい法曹養成制度については、司法制度改革当初の想定どおりに機能していない面があるとして、様々な問題の御指摘がされているところです。

そのような御指摘を踏まえ、昨年5月から、内閣官房、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省、法務省が共同して、「法曹の養成に関するフォーラム」を開催し、法曹の養成に関する制度全体について検討を進めてまいりました。フォーラムにおいては、委員の皆様の御尽力により、本年5月に論点整理の取りまとめが行われたところですが、この度、本年8月3日に公布・施行されました裁判所法等の改正法及び衆議院法務委員会附帯決議の趣旨を踏まえ、「法曹の養成に関するフォーラム」に替えて、政府の検討体制をより一層強力にし、かつ多様な意見が反映されるような組織として、閣議決定に基づき、「法曹養成制度関係閣僚会議」を設置し、その下に、この「法曹養成制度検討会議」が置かれたものです。

これまで、様々な検討が行われてまいりましたが、この検討会議においては、法曹の養成に関するフォーラムでの論点整理の結果も踏まえ、法曹養成制度全体についての検討を加えた結果を1年以内に取りまとめることが求められております。

この会議にお集まりいただきました皆様に、様々な角度から有意義な御議論をいただき、より良い法曹養成制度の構築に向けて議論を尽くしていただきますようお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○松並官房付 ここで法務事務次官は退席いたします。また、恐れ入りますが、報道関係者は御退室ください。

それでは、本会議の座長をお務めいただく佐々木委員に進行を引き継ぎます。よろしくお願いたします。

○佐々木座長 この度本会議の座長を務めることになりました佐々木毅でございます。皆様方におかれましては、我々の会議の任務につきましてはただいま御理解賜ったところと思っております。皆様の絶大な御協力、各省庁の御協力を踏まえまして、我々の任務を無事果たすことができるよう努力してまいりたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

げます。

それでは、本会議には内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣がそれぞれ指名する内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに有識者の方に委員として御参加をいただいているところでございます。

そこで、まず委員の御紹介ということでございますが、関係政務等を御紹介いたしますので、簡単にごあいさつをいただきたいと存じます。初めに、竹歳誠内閣官房副長官でございます。

- 竹歳内閣官房副長官 よろしく申し上げます。
- 佐々木座長 次に、藤田幸久財務副大臣でございます。
- 藤田財務副大臣 おはようございます。よろしくお願ひいたします。
- 佐々木座長 次に、高井美穂文部科学副大臣でございます。
- 高井文部科学副大臣 よろしく申し上げます。
- 佐々木座長 次に、中根康浩経済産業大臣政務官でございます。
- 中根経済産業大臣政務官 おはようございます。
- 佐々木座長 次に、有識者の委員を御紹介いたします。初めに、弁護士の伊藤鉄男委員でございます。
- 伊藤委員 よろしく申し上げます。
- 佐々木座長 次に、消費生活専門相談員の岡田ヒロミ委員でございます。
- 岡田委員 岡田です。
- 佐々木座長 次に、早稲田大学総長・法学学術院教授の鎌田薫委員でございます。
- 鎌田委員 鎌田でございます。よろしく申し上げます。
- 佐々木座長 次に、三鷹市長の清原慶子委員でございます。
- 清原委員 おはようございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 佐々木座長 次に、元読売新聞東京本社論説副委員長長の久保潔委員でございます。
- 久保委員 久保でございます。
- 佐々木座長 次に、医師・東北大学名誉教授の国分正一委員でございます。
- 国分委員 国分でございます。整形外科医でございます。専門は脊椎でございます。
- 佐々木座長 次に、社会福祉法人南高愛隣会理事長の田島良昭委員でございます。
- 田島委員 田島でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 佐々木座長 次に、明治大学法科大学院法務研究科教授の田中康郎委員でございます。
- 田中委員 田中でございます。よろしく申し上げます。
- 佐々木座長 次に、日本労働組合総連合会事務局長の南雲弘行委員でございます。
- 南雲委員 南雲でございます。よろしく申し上げます。
- 佐々木座長 次に、株式会社小松製作所特別顧問の萩原敏孝委員でございます。
- 萩原委員 よろしくお願ひいたします。
- 佐々木座長 次に、弁護士の丸島俊介委員でございます。
- 丸島委員 丸島でございます。よろしく申し上げます。
- 佐々木座長 次に、弁護士の和田吉弘委員でございます。
- 和田委員 よろしく申し上げます。
- 佐々木座長 次に、関係機関として御参加いただく、最高裁判所事務総局の小林宏司審議官

です。

○小林最高裁判所事務総局審議官 よろしくお願ひします。

○佐々木座長 次に、オブザーバーとして御参加いただき、最高検察庁の林眞琴総務部長です。

○林オブザーバー どうぞよろしくお願ひします。

○佐々木座長 次に、オブザーバーとして御参加いただき、日本弁護士連合会の橋本副孝法曹養成制度改革実現本部委員でございます。

○橋本オブザーバー よろしくお願ひいたします。

○佐々木座長 なお、本日は大島敦総務副大臣、松野法務大臣政務官、井上正仁委員、翁百合委員、宮脇淳委員が御欠席ということでございます。それで、井上法務省大臣官房審議官が松野法務大臣政務官の代理として今日は御出席ということでございます。よろしくお願ひします。

それから、山口委員がまだ御到着になっていませんが、御出席と伺っておりますので、いずれそのときに御紹介を申し上げたいと思っております。

それでは、そういうことで委員の御紹介を終わりましたので、議事に入らせていただきます。

まず、本日の配布資料の確認を事務局からお願ひいたします。

○松並官房付 本日、皆様のお手元にお配りしております資料は、資料目録記載のとおり8点でございます。

資料1は、本会議の「構成員名簿」です。資料2は、本会議の設置根拠となる「法曹養成制度関係閣僚会議の設置について」という平成24年8月21日付け閣議決定です。資料3は、閣議決定に基づき、本会議の構成員等を定めた「法曹養成制度検討会議について」という同日付けの法曹養成制度関係閣僚会議議長、内閣官房長官ですが、その決定です。資料4は、同じく本会議の運営要領を定めた「法曹養成制度検討会議運営要領」という同日付けの閣僚会議議長決定です。資料5は、「報道機関への会議の公開方法について」と題する資料です。資料6は、「検討予定(案)」と題する事務局作成の資料です。資料7-1から3は、文部科学省提出資料です。資料8は、法曹有資格者の活動領域の在り方に関する事務局作成の資料です。

また、皆様の席上には青色のファイル置いております。ファイルの厚紙をめくって1枚目の表紙を御覧ください。グレーで1として、「新しい法曹養成制度の導入経緯と現状」、緑色で2として、「法科大学院」、黄色で3として、「司法試験・司法修習」、オレンジ色で4として、「法曹有資格者の活動領域」、青色で5として、「過去の検討結果」について、それぞれ参考資料を分けて綴っております。このファイルは、今後の会議においても席上に準備しておきますので、適宜御参照ください。また、別途、事務所等お手元に必要な方がございましたら、後日お渡しすることができますので、事務局の方にお申し付けください。

○佐々木座長 それでは、資料の確認をそれぞれ皆さんにお願ひいたしましたので、まず資料4の運営要領3項におきまして、座長は有識者の中から座長代理を指名するとなっております。これに従いまして、私から座長代理を指名させていただきたいと思ひます。

座長代理には鎌田委員を指名したいと思ひますが、鎌田委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○鎌田委員 謹んでお受けいたします。

○佐々木座長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

また、資料5でございますが、会議の公開方法がそこに定められているわけでありまして、この方法により、本日の会議から報道機関に公開されているということでございます。

なお、日弁連から事務局に対しまして、本会議を広く公開するよう要望があったと聞いておりますが、従前の検討体制と同様の方法ということで、資料4のとおり、法曹養成制度関係閣僚会議議長決定により報道機関に公開することとされているものと理解しております。この公開の方法につきまして、改めてメンバーの皆様の御了承をいただきたいと思っております。よろしゅうございましょうか。

次に、スケジュールということでございます。資料6の「検討予定（案）」というものについて御審議をいただきたいと思っておりますので、まず事務局から説明をお願いいたします。

○松並官房付 それでは、先ほどの資料6を御覧ください。本検討会議の今後のスケジュールについて、座長とも御相談の上、作成したものですので、その内容を簡単に御説明いたします。

まず御案内のとおり、政府においては法曹の養成に関する制度について、先般成立した改正法の施行日である平成24年8月3日から1年以内に検討を加えて、一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずることとされております。したがって、本検討会議の検討結果を関係閣僚会議に報告する必要があることも考えながら、今後のスケジュールを検討いたしました。

本検討会議の主要なテーマは、大きく分けると①法曹有資格者の活動領域の拡大の在り方、②法曹人口の在り方、③法曹養成制度の在り方の3点でございますが、この3点について大きく分けて4読し、検討していくこととしております。

まず、本日の第1回会議から第3回会議までは、1読目として、本日の第1回は法曹有資格者の活動領域の在り方、第2回は法曹人口の在り方、第3回は法曹養成全体総論の検討を行う予定としております。

第4回会議から第10回会議までは、2読目として、まずは法曹養成制度の各論について検討することとし、第4回及び第5回は法科大学院について、第6回及び第7回は司法試験及び司法修習について、第8回は継続教育及び法曹養成全体総論の検討を行う予定としております。そして、第9回は法曹有資格者の活動領域の在り方、第10回は法曹人口の在り方について、それぞれ2度目の議論を行う予定としております。

その上で、第11回会議及び第12回会議は、3読目として、各論点の全体協議を行い、平成25年3月頃までに要綱素案の取りまとめを行う予定としております。さらに、本検討会議で検討すべき事項は、司法の在り方に関わる重要なものであり、広く国民の声を取り入れられるようにする必要があると考えられますから、パブリックコメントを実施する予定としております。そして、第13回会議以降でパブリックコメントで提出された意見の検討を行った上、最終案の検討を受けて取りまとめを行う予定としております。

○佐々木座長 それでは、本件に入る前に、先ほど委員の御紹介の中でこれから御到着されると申しました山口義行委員が到着されましたので、御紹介を申し上げます。

○山口委員 山口です。よろしくお願いいたします。

○佐々木座長 それでは、ただいま御説明ありました資料6の検討案につきまして、何か御意見ございますでしょうか。

○丸島委員 検討案の前に、資料のことで1点お伺いします。先ほど法務大臣のお話にありましたとおり、この会議は、フォーラムの論点整理を踏まえるということが一つと、それから、この会議そのものが裁判所法改正に伴って設置されているということで、附帯決議に書かれた様々な論点も踏まえて検討せよということでありました。そこで、いただいた資料の中で裁判所法改正と附帯決議の関係の資料がどこに入っていましたでしょうか。

○松並官房付 先ほどの御説明いたしました参考資料1の35、36に、その法律関係の資料を添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

○丸島委員 分かりました。

○佐々木座長 ほかにございませんか。

それでは、検討予定案につきましては、ただいまの原案を踏まえてよろしいですか。

○丸島委員 これまでの検討の過程でも申し上げたのですが、既にフォーラムでの議論を踏まえてはいるものの、この会議は、全体として1年以内に意見を取りまとめ、そして内閣において必要な措置をとるということで、大変タイトなスケジュールになっています。

そして、対象となる論点が非常に幅広く、また1回の会議の時間も以前の司法制度改革審議会のように何時間もとるということでもないようですから、かなり事前の準備とかいろいろなことについて御配慮いただかないといけないと思います。委員の数も増えていますし、できるだけ共通の認識を持って議論できるような工夫をお願いしたいと思います。

例えば、今回は法曹人口ということですが、いきなりその場に集まって人口論をそれぞれに述べるというだけでは済まないことになってきていると思います。フォーラムでも申し上げ、論点整理にもありますように、法曹人口については、司法・法曹の需要の状況であるとか、あるいは法曹の活動領域の状況はどうなっているかとか、司法アクセスの状況はどうなっているかという幾つかの検討するべきポイントがあります。そして、それを基礎付けるデータがいろいろあります。訴訟件数であるとか、法律相談件数であるとか、各分野での法曹の活動の状況であるとか司法アクセスの状況を示す数値など。こういうものを是非事前に、これは法務省だけではなくて、弁護士会、あるいは裁判所におかれてもいろいろなデータを持っておられると思います。今後の裁判所の体制の問題とかも含めいろいろなこともあるかと思いますが、そういう基礎データをあらかじめ用意していただいて、できるだけ委員が共通の認識に基づいて、この会議での議論を充実したものにできるように、是非事務局及び当事者である法曹三者においては御協力をお願いしたいと思います。

○佐々木座長 座長としてもただいまの御要望、極めてもっともなことだと思っておりますので、可能な限り、事務局及び法曹三者、あるいはほかのいろいろな関係の方々御協力を得て、少なくともそれなりにはっきりした根拠に基づく議論をしているということになるような準備体制を整える。それから、2時間というので時には済まないこともあろうかと思いますが、長くやればまとまるか、いい意見が出るかどうかはともかくとして、そのような必要もやがて出てくるかと思いますが、それはいずれまた御了承、その都度とってまいりたいと思いますが、準備につきましては御意見に従うような形で準備体制を整えるように、私たちも努力したいと思います。よろしく申し上げます。

○丸島委員 もう一つ付け加えますと、数字だけを見せられてもなかなかすぐに分からないところがありますので、できるだけそのデータや数字で読み取れるものは何なのか、どういう意味を持つのかということを含めて御説明いただくと非常に有り難いと思います。こうした

根拠に基づき、できるだけ大方の認識を共通にさせながら、余り大きく意見が分かれられないような形で、合意の取りまとめを座長においてもやっていただくと有り難いと思いますので、そういう点を含めてよろしく願いいたします。

○**国分委員** 特に私、今回初めて一緒にさせていただいたわけではありますが、法曹以外からの参加でございます。したがって、法曹以外の委員が何らかの発言をするというのは非常に難しい。したがって、できましたら事前に座長からこの回のときに発言をいただけないかというようなことを下命いただくと。そうしますと、資料を作って臨むことができるのではないかと思うんですね。そういったものが裏付けなしに、ただ感想を述べているだけの委員でよろしいのか。ここをお考えいただくと有り難いのでございます。

○**佐々木座長** 特に新しく御参加いただいた皆様には、いろいろ御無理をお願いすることになり、スケジュール的には大変タイトで申し訳ございませんけれども、ただいまおっしゃられたような点も含めて、いろいろな御依頼ございましたらどんどん私なり事務局なりに申し出ていただければ、しかるべきスピード感をもって対応するようにしたいと思っておりますので、その点は当然の御要望かと思っております。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、全体の検討予定案につきましては御了承いただいたということで、あとは丸島委員からもお話ありましたように、その議論を具体的にどう進めるか、あるいは進めるための基礎的データをどうするかとかいったような話についてお話をいただいたものと理解をいたしております。

意見の集約につきましては、いろいろ皆様方の御理解を得ながら進めていくのは当然でございますけれども、なかなか事柄の性質上、取りまとめが全員一致というわけにいかないようなことも出てくるかと思えます。そのような場合には、少数意見の併記といったような手法も場合によってはとらざるを得ないこと、そして、その上で先ほど来我々に課されておりますスケジュールというものを勘案しながら、それなりに多数の意見を取りまとめていくという選択肢もとらざるを得ないことにつきましては、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。その点、御協力、御了承のほどをお願い申し上げます。

それでは、検討予定案というものにつきまして一応御了承いただきましたので、法曹の養成に関するこれまでの検討経過につきまして、15分程度で事務局から説明をお願いしたいと思います。

○**松並官房付** それでは、法曹の養成に関するこれまでの検討経過について、かいつまんで先ほどの青いファイルに綴っております参考資料を基に御説明したいと思いますので、お手元に資料を御用意ください。参考資料は先ほど若干申しましたとおり、1から5の分類ごとに通しページを付け、色分けしております。

まず、司法制度改革により導入された新しい法曹養成制度について、平成13年6月に内閣に提出された司法制度改革審議会の最終意見書を基に御説明いたします。

資料のグレーの部分の62ページを御覧ください。このページの下から2段落にありますように、「今後、国民生活の様々な場面における法曹の需要は量的に増大するとともに、質的にますます多様化・高度化することが予想される」とし、「法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題である」として、次の63ページの2段落目、真ん中辺りからの部分ですが、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、「平成22年こ

ろには新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることを目指すべきである」としています。

また、法曹養成制度については、66ページですが、「現行の司法試験は…受験競争が激しい状態にあり、受験者の受験技術優先の傾向が顕著となってきたこと、大幅な合格者数増をその質を維持しつつ図ることには大きな困難が伴うこと等」の問題点を指摘し、67ページの2段落目からの部分で、これらの「問題点を克服し、司法（法曹）が…期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立するためには、…司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備し、「その中核を成すものとして、…法科大学院を設けることが必要」としてしました。

この司法制度改革審議会の意見を踏まえ、平成14年3月に司法制度改革推進計画が閣議決定されました。119ページの資料8がそれです。この閣議決定において、「司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す」との目標や、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の整備等について示されました。この閣議決定に従い、関係法令等が整備され、平成16年4月から法科大学院制度が開始されました。そして、最初の法科大学院修了生が受験する新司法試験と、その合格者を対象とする新司法修習が平成18年から開始されました。

このようにして、新たな法曹養成制度が始まったわけですが、制度開始後、新司法試験合格率の低迷、法曹志願者の減少等、様々な問題が指摘されてまいりました。この間、各方面から様々な意見が表明されてきました。それがグレーの151ページから205ページの資料14から22の部分、更には211ページから219ページの資料24から26であり、それぞれの意見の書面を綴っておりますので、御参照ください。

他方、政府におきましては、これら法曹養成制度をめぐる問題点を検討するため、法務省と文部科学省が共同して法曹養成制度に関する検討ワーキングチームを立ち上げ、平成22年7月、その検討結果をまとめました。参考資料5、青色の85ページがその資料です。

次いで、政府では、平成23年5月から、関係6大臣申し合わせによる法曹の養成に関するフォーラムを開催しました。フォーラムでは、検討期限が迫っていた司法修習生の給費制、貸与制の検討を中心に行い、平成23年8月31日に第一次取りまとめを行いました。その資料が、同じく青色の57ページからの資料4です。フォーラムにおきましては、この第一次取りまとめの後、引き続き法科大学院の視察や法曹有資格者の活動領域に関するヒアリング等を行いながら、法曹の養成に関する制度全体について検討を進め、本年5月10日に論点整理を取りまとめました。

他方、近時、フォーラム以外でも、法曹養成制度の在り方に関する意見が表明されております。戻っていただいて恐縮ですが、グレーの315ページ以降がそれです。日本弁護士連合会から各種の提言があるほか、373ページの総務省による政策評価が行われ、ここでは、司法試験の合格者数に関する年間数値目標について速やかに検討することなどが求められています。

また、381ページを御覧ください。民主党法曹養成制度検討PTの答申でございますが、383ページの第2にありますように、予備試験改革として、まず予備試験の合格率を相当程度に高めること、その出題は常識的・基本的な範囲にとどめること、更には一般教養試験

を廃止し、あるいは大学の一般教養課程の修了をもって免除することの提言や、385ページの第3では、法科大学院に対する公的支援の見直しとして、その指標に定員充足状況を加えることや、教員派遣の取りやめについての提言、更には387ページにあります第4では、教員資格の見直しとして、実務家教員の割合を引き上げることなどの提言がなされております。

一方、このような提言に対しては、法科大学院教育の改善に関し、文部科学省においても検討が進められております。ファイルの緑色の部分、267ページ以降の資料31から33がそれです。本日別途配布しております資料7-1から7-3と同じものでございます。具体的には、法曹の養成に関するフォーラムにおいて、本年5月に取りまとめられた論点整理での指摘も踏まえ、本年7月、中央教育審議会の法科大学院特別委員会において、法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策として、法科大学院教育の成果の積極的な発信、課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の適正化、教育体制の見直し等の取組の加速、それから未修者教育の充実、更には法科大学院教育の質の改善等の促進などに取り組むべき旨の提言がまとめられたところでございます。

さらに、文部科学省では、この中教審提言を踏まえ、同月、文部科学省として取り組むべき改善方策について、実施状況等を明確に示した上で、その内容を具体的に提示した法科大学院教育改善プランを発表されたところでございます。

次に、この検討会議に至る経緯を御説明いたします。

フォーラムの第一次取りまとめを受けまして、政府においては、平成23年11月4日、裁判所法の一部を改正する法律案を国会に提出いたしました。この法案については、民主・自民・公明3党の合意による修正案が提出され、本年7月27日に可決・成立いたしました。机上の参考資料1、グレーの413ページ以降の資料35がその改正法、資料36がその審議の際の衆議院法務委員会における附帯決議です。この改正法及びその審議の際の衆議院法務委員会附帯決議において、法曹の養成に関する制度について、この法律施行を1年以内に検討することとされました。また、その検討体制については、附帯決議において、閣議決定に基づくものとし、従前の体制をより強力にし、かつ、法科大学院及び法曹関係者以外の多様な意見も反映されるよう整備することとされました。

そこで、この附帯決議等を踏まえ、法曹の養成に関するフォーラムに替えて、新たに閣議決定に基づく法曹養成制度関係閣僚会議が設置され、その下にこの法曹養成制度検討会議が置かれることとなったものです。

本日の配布資料の方を御覧ください。本日、先ほど御説明しました配布資料の資料2は、法曹養成制度関係閣僚会議の設置についての閣議決定です。その3項において、「法曹の養成に関する制度の在り方について、学識経験を有する者等の意見を求めるため、閣僚会議の下に、法曹養成制度検討会議を置く」とされており、本会議の設置根拠となっております。また、同じく資料3は、本会議の構成員等を定めた閣僚会議議長決定、資料4は、本会議の運営要領を定めた閣僚会議議長決定です。

資料3の2項を御覧ください。「検討会議においては、「法曹の養成に関するフォーラム論点整理（取りまとめ）」の内容等を踏まえつつ、検討を行うものとする」とされております。そこで、本会議の検討の前提となるフォーラムの論点整理について御説明させていただきます。また机上の参考資料5に戻っていただきまして、青色の1ページを御覧ください。

論点整理の内容につきましては、皆様御承知のことと存じますが、簡単に概略のみ御説明いたします。

この論点整理では、論点を「第1 法曹有資格者の活動領域の在り方」、「第2 今後の法曹人口の在り方」、「第3 法曹養成制度の在り方」と、大きく三つに分けて整理されております。

第1の「法曹有資格者の活動領域の在り方」については、ここに記載されていますように、様々な分野から幅広く関係者のヒアリングを実施し、これを受けて行われた意見交換の内容をまとめております。

第2の「今後の法曹人口の在り方」については、ここにありますように、各委員から様々な角度からの意見が出されております。

次に、第3の「法曹養成制度の在り方」については、更に5つの項目に分けて整理されています。一つ目の「法曹養成制度の理念と現状」につきましては、法曹養成制度の各段階に分けるのではなく、関連して検討することがふさわしいと考えられますが、特に喫緊の課題として、「プロセスとしての法曹養成」、「法曹志願者の減少」、「法曹の多様性の確保」、「法曹養成課程における経済的支援」の4つの論点に分けて整理されております。

次のページを御覧ください。二つ目の論点は「法科大学院について」です。法科大学院につきましては、「教育の質の向上」、「定員・設置数」、「認証評価」、「法学未修者の教育」の4項目に分けて整理されています。

次に、三つ目の「司法試験について」の論点ですが、「受験回数制限」、「方式・内容」、「合格基準・合格者決定」、「予備試験制度」の4項目に分けて整理されております。

次のページに移りまして、四つ目の論点は「司法修習について」です。司法修習については、「法科大学院教育との連携」、「司法修習の内容」について検討状況を整理されています。

最後に、五つ目は「継続教育について」です。

今後の御検討におきましては、この論点整理を踏まえて御議論いただければと思います。

これまでの検討経過についての事務局からの説明は以上でございます。

○佐々木座長 ただいま事務局からの説明の中にもございましたが、文部科学省におかれましては、この間も取組を続けてこられたと伺っております。高井文部科学副大臣より補足的な御説明があるということでございますので、副大臣、よろしく申し上げます。

○高井文部科学副大臣 座長、ありがとうございます。今の事務局の説明に加えて一言申し上げたいと思います。

文部科学省といたしまして、この間、法曹養成の中核的な機関ということで、法科大学院教育の改善に向けて様々な取組を推進してまいりました。法科大学院につきましては、その制度が創設されて以降、法曹を始めとして、民間企業や公務部門など様々な分野に修了者を送り出すなど一定の成果を上げつつあるという一方で、深刻な課題を抱える一部の法科大学院への対応など、早急に取り組むべき課題も山積していると認識しております。このため、文部科学省といたしまして、本年7月、先ほど事務局から紹介のございました中教審提言、資料7-1から7-2でございます。これを踏まえまして、政府全体での検討を待たずとも対応できる実施上の課題については、速やかな施策の検討・実施が必要であると考えまして、中教審提言を受けた後、直ちに資料7-3に付けました法科大学院教育改善プランというものを取りまとめたところでございます。

その具体的な内容につきましては、今後本検討会議における議論に資するよう、適宜御紹介をさせていただくこととしたいと思っておりますけれども、文部科学省としては当面この本プランに掲げた各種改善方策等について、スピード感を持って取り組んでまいりたいという旨を、この法曹養成制度検討会議の初会合に当たって一言申し上げたいと思っております。

○佐々木座長 ありがとうございます。それでは、先ほどの事務局からの説明及び高井副大臣の補足説明につきまして、何か御質問等ございましたら、どうぞお願いします。

それでは、大変恐縮ですが、資料がたくさんございますので、随時御覧おきいただきたいと思っておりますが、いずれにしましても、これらの問題は全部これからスケジュールの中で議論してまいりますので、その際、過去の検討課題、検討状況につきましても御認識をいただければ幸いです。

それでは、本日の実質的なテーマと申しますか、あるいは主題と申しますか、法曹有資格者の活動領域の在り方という問題に移りたいと思っております。この件につきまして、資料8という形で事務局が準備をしてくださったわけでございますので、まず事務局からこの内容につきまして簡単に御説明をお願いします。

○松並官房付 では、お手元の資料8を御覧ください。法曹有資格者の活動領域の在り方について、本日御用意したものでございます。

まず、法曹有資格者の活動領域の在り方について、司法制度改革審議会意見書では、「法の支配」を全国あまねく実現するため、弁護士の地域的偏在の是正が必要であるとともに、弁護士が、公的機関、企業、国際機関等社会の隅々に進出して、多様な機能を発揮する必要があると指摘されました。これを踏まえ、法曹の養成に関するフォーラムにおいては、法曹有資格者の活動領域の拡大の状況等について検討するため、法律事務所、企業、公務、地方公共団体、海外分野、労働分野、消費者分野等様々な分野における法曹有資格者の活動に関して、関係者からヒアリングを行いました。そして、5月に取りまとめた論点整理について、ヒアリングの内容を整理するとともに、ヒアリング結果も踏まえ、委員からの御意見をまとめております。

これまでの議論を見ても、法曹有資格者の活動領域が様々な分野に拡大していくことが望ましいという認識は、おおむね共有されているのではないかと考えられますが、今後更に活動領域を拡大させていくためには、課題を整理し、これを克服するための方策を検討する必要がありますと考えております。

そこで、フォーラムの論点整理や議論等で指摘された点を基に、特に活動領域の拡大が期待される地方自治体、企業、海外展開業務の各分野について、法曹有資格者の活躍が期待できる分野と課題を資料として整理しました。

1枚目は、「地方自治体における法曹有資格者の活動について」整理した資料です。

まず、1では、活躍が期待できる分野として、「専門性の高い実務処理能力の活用」、「リスク管理・コンプライアンスの強化」、「政策形成への関与」、「自治体職員への研修」の四つの項目に分けて、指摘された点を整理しております。

他方で、2では、課題として、まず、「有用性・必要性の認識拡大と法曹有資格者の能力・意欲」、それから、「活用分野の拡大」、更には、「採用、処遇」の三つの項目に分けて、指摘された点を整理しております。

次に、2枚目を御覧ください。2枚目は、「企業における法曹有資格者の活動について」

整理したものです。

1では、活躍が期待できる分野として、「法的サービスに対する需要への対応」、「リスク管理・コンプライアンスの強化」、「企画への関与」、「社内での研修」の四つの項目に分けて、指摘された点を整理しております。

他方で、2では、課題として「法曹有資格者の能力・意欲・ニーズ」、更に「教育、実務経験のための体制整備」、更には「採用・処遇」という三つの項目に分けて、指摘された点を整理しております。

なお、3の参考では、企業内弁護士の増加数を記載しております。

次を御覧ください。3枚目は、「海外展開業務における法曹有資格者の活動について」整理したものです。

1では、活躍が期待できる分野として、「グローバル化への対応」、「顧客側に立ったきめ細かいサービス」の二つの項目に分けて、指摘された点を整理しております。

他方、2では、課題として、「総合的戦略の欠如」、「活用範囲の拡大」、「経験・能力の不足」、「体制整備」の四つの項目に分けて指摘された点を整理しております。

○佐々木座長 ありがとうございます。ただいま法曹有資格者の活動領域の在り方につきまして、地方自治体、企業、海外展開業務、それぞれに即した事務局からの整理を紹介していただいたところでございます。もちろん、ほかにもいろいろあるんだろうと思いますので、そういう点も含めて活動領域の拡大の議論はすべきだろうとは思っておりますが、取りあえず今日はこういう格好で、三つの軸で活動領域の在り方の問題を取りあえず整理した形で御紹介していただいたということでございます。

そこで、これから残った時間におきましては、皆様方からこれらの活動領域における法曹有資格者の活動の在り方等につきまして、様々な御意見を率直にいただければと思っております。そういうことで、どこから入るといってもないんですけども、地方自治体の関係はいかなものかというようなことで、そうすると、私の顔は、自然清原さんの方へ向くんですけども、口火切っていただけないでしょうか。

○清原委員 ありがとうございます。本日の検討会議から参加させていただきます三鷹市長の清原です。発言の機会をいただきましてありがとうございます。

これまでの法曹の養成に関するフォーラムにおける活動領域に関する論点整理の取りまとめにおいては、特に争訟分野からほかの分野に広げていくことが重要であり、しかもその中でも主に企業、そして海外分野に加えて、自治体が期待されて検討がされてきたと認識しております。本検討会議の構成員としては、現職で唯一の自治体関係者である私自身としては、まずは自治体における活動領域の拡大に関する問題の所在と、そしてその課題解決の方向性について、できる限り実態に即して発言することが求められていると認識しております。その上で、拡大の確保の手段や仕組み、あるいは拡大可能数とその達成時期については、全体としてこの検討会議で明確化されていくことを期待しているところです。

そこで、少し具体的なお話をさせていただきたいと思っております。自治体の立場からは、資料8の1ページにも整理されておりますように、(1)として専門性の高い実務処理能力の活用、(2)としてリスク管理・コンプライアンスの強化、(3)として政策形成への関与、(4)として自治体職員への研修、いずれにおいても法曹有資格者の活躍の可能性はあると認識しております。

特に、最近では、地方分権の推進に伴います権限委譲による事務が増加しております。また、三鷹市でありますと、景観条例や、空き家に関する条例や、あるいは廃棄物処理に関する条例など、単にまちづくりの方向性を示すだけではなくて、規制や違反への対応、いわば制裁等を含む、ちょっと表現は悪いんですが、権力行政的な側面を持つ条例の制定なども増えています。また、訴訟の予防としての法律相談や法務研修の必要性は増加しておりますし、実は、いずれの自治体も「参加と協働」を進めておりますので、住民や、あるいは関係団体、NPO等々、協働の協定や覚書を交わしながら実務を進めていくこともございます。そうであるならば、そうした内容のリーガルチェックというものも求められてくるわけです。

したがって、法曹有資格者の必要性についてはこれはもうもっともだとうなずけるわけですが、それではなぜ自治体の現場で法曹有資格者の採用が増えないかということについて、その要因を検討してみますと、例えば実態として、東京都内には26の市がございますが、そのうち22の市、三鷹市を含みますが、顧問弁護士を任用して活躍をいただいています。26のうち4つの市は、案件によってそれぞれ訴訟対応等で個別に弁護士の皆様に活躍していただいているという実態です。唯一26市の中で町田市のみ特定任期付職員として弁護士を採用しているという事例があるのみです。これは問題の所在として、御指摘ありましたように、顧問弁護士と、それから特定任期付職員として採用される弁護士であっても、それぞれの役割分担とかその有効性について、まだ検証が十分にされないまま、一般的には顧問弁護士をお願いしてきているという実態が明るみになります。

それでは、なぜそのようになるか。まず1点目です。専門性が高いことから、給料、報酬を高くする必要はないかと考えられますが、自治体は長引く景気低迷の中で、行財政改革を推進しておりまして、公務員の定数削減と人件費の削減というのは、その中でも優先順位が高くなっております。国でも裁判官、検察官や法科大学院修了生を含む公務員の採用が増えているかといったら、むしろ定数の削減等が進んでおりますから、国の動きは当然のことながら地方公務員の定数にも影響を与えているということで、何とも申し上げにくいんですが、定数についての自粛といましようか、そういう雰囲気が残念ながら、司法制度の改革と長引く景気低迷の中では、何ていうんでしょうか、並行して進んでしまったということがあります。そこで、自治体としては法曹有資格者をあえて採用することへのインセンティブが働いてこなかったと正直言わざるを得ません。

2点目ですが、法曹有資格者の採用事例が結果的には乏しいので、活動実態や待遇等についての情報が共有されていないということがあります。

3点目ですが、三鷹市では、実はこの間、法科大学院生をインターンシップとして、例えば総務部の政策法務課等で受け入れた経験がありますが、しかし数が増えているわけではありません。私は、法科大学院生がインターンシップを、と言ってきたら、必ず受けるようにと担当に申ししておりますが、これまで早稲田大学さんからお受けした程度でございまして、なかなか法科大学院さんの方で自治体をインターンシップとか実務研修の場として自治体を期待していないという現状があります。言うなれば、法科大学院のカリキュラムの中に、必ずしも自治体勤務をキャリアデザインとして積極的に位置付けていただけないのではないかと推測されるのですが、私たちは歓迎でございますので、是非そうした改善などが望まれると思います。

最後に、先ほど丸島委員もおっしゃってくださったので、事務局におかれては、更に自治

体を含め、活動領域の現状については詳細な実態と問題の所在についてデータ等をまとめていただけると思うんですけども、是非、引き続きかなり踏み込んだ調査研究をお願いしたいと思います。

自治体の数というのは決して多くはございません。都道府県で47、そして市は810でございまして、この中に特別区を含みます。規模の大小がございまして、それは人口規模でありますとか、役所の規模の大小でございますけれども、問題認識として法曹有資格者を求めている自治体は多いと思います。ただ、先ほど申し上げました実情の中で、採用しかねているような要因があるかと思っておりますので、それを丁寧に排除していくことによって一つの可能性は深まると思うんですが、ただ自治体の数は、そう申し上げても約1,700でございますので、1人ずつ採用しても1,700人でございまして、毎年2,000人から3,000人となると、1,700の自治体で全て吸収し続けていくというわけでもございませんし、この課題の最後にありますように、任期制の下においては、弁護士の安定的な確保のための仕組みが事業の継続性の確保の観点からも必要とあります。現時点までは特定任期付職員として採用されるケースが多いと思っておりますけれども、それを長期的に採用する際には、待遇面でありますとか、あるいはその弁護士の方の人生を通してのキャリアデザインの中で、どのように自治体の公務を位置付けていくかということなどについて、当事者本位、それから自治体の経営の感覚、そして何よりもその恩恵に浴する国民・住民の観点から更なる検討が進むことによって、私はまだまだ活躍の可能性はあると認識をしているところです。

今日の時点では最初の参加でございまして、何かまだ漠然とした問題提起で申し訳ございませんけれども、是非今後とも活動領域の一つに自治体を位置付けていただくとともに、是非国家公務員の中でも法曹有資格者の更なる活動の領域についても併せて検討していただくと、地方行政としては連携して取り組めると思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。また今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思っておりますが、ただいま清原委員から国家公務員の方も是非というお話もございまして、この点は座長としても誠にポイントを突いた御発言だと承ったところでございます。また、公務員と申しまして、行政の公務員だけではなくて、国会とかそういうところも含めて、これも対象にして、活動領域の拡大の一つの重要な柱にすべきだろうと思っております。

○清原委員 ありがとうございます。1点だけ補足させていただきます。

国は議員内閣制ということでございますけれども、でも議員立法も多く作られています。三鷹市を含め、基礎自治体、そして都道府県は二元代表制で、首長も選挙で選ばれますが、議員も選挙で選ばれ、首長は議員である必要はありません。したがって、議会が二元代表制で、首長と相まって住民の代表として条例などを制定していただくということも大いに期待されるわけですが、実態としては必ずしも多いとは言えません。今後議会が、市長としては何か余り代表して言いにくいわけでございますけれども、ほかの市長を代表しての意見ではなくて個人的な意見ですが、三鷹市長としては大変議会といい緊張関係の中で市政をさせていただいておりますので、議会の条例提案なども今後大いにあり得ると思っております。そういう中では、法曹有資格者が議会の職員として活躍するというようなこともあり得ると思っております。今おっしゃった国会での議会の事務局といいたいまいしょうか、そういう中での活躍等も含めて、法制局との関係も当然あるかとは思いますが、一つ議論すべき領域ではないかなとも感じております。

○藤田財務副大臣 途中で失礼いたしますので、申し訳ございません、先に。

今の市長さんのお話の部分からフォローさせていただきますと、私も非常にそういうニーズを感じておりました。議員立法が非常に増えております。それから、法制局も内閣の法制局と、それに加えて衆議院の法制局、参議院の法制局がございまして、議会の法制局の整備というのが非常に重要であると思っております。

それからもう一つは、政党もこれからやはりこの法曹有資格者の活動に重要ではないかと。アメリカの議会なんかは予算の関連とか、それからGAOがあったり、様々な意味で法律の有資格者の活躍がされております。日本においては、政党議会の部分が相対的に弱い。立法に関わるわけですから。少なくともこの数年間の間に与党と野党の経験をした政党が増えていくわけですから、ますますそういう部分が必要ではないかと思っております。

それから、私は、海外、自治体、企業に加えて、NPOが重要ではないかなと思っております。多分、自治体、企業、それから海外と出てきた場合に、法曹有資格者が雇用してもらえるという前提のような発想だろうと思いますが、NPOは多分雇用する力もないんだらうと思います。財源的にも。そういう中で、そういったところで実は法曹有資格者が活躍をしていただく部分が日本の社会にとっては重要ではないか。私は、議員になる前にNGOの、NPOの出身でございますので、とてもとてもNPOが弁護士さんを雇う場合には雇えないので、ボランティアでやっていただくことが多いわけですが、その辺の体制づくりも含めて、是非法曹有資格者がそういう場面で、領域で活動していただくということは、NPOというのは言わば顧客といいますか、志願者といいますか、実はいろいろな意味で弱い立場の方を支援するNPOに法曹有資格者が加わっていただくということが極めて重要だと思っておりますので、その辺も是非これからの議論に加えていただければ有り難いと思っております。

○佐々木座長 ありがとうございます。取りあえず地方自治体ということで頭出しをしましたけれども、広い意味でのパブリックセクター、今、政党のお話もございましたけれども、それからNPO、いろいろその意味でいうと問題の範囲をもう少しフォーカスを広げて、活動の在り方に、法曹有資格者の活動領域、あるいは活動の仕方も含めて検討すべきだらうという御発言だと思いますが、広い意味でのパブリックセクターまで行っちゃったものですから、企業とは、一応区別された意味でのこの領域における法曹有資格者の活動について何か。

○鎌田委員 少し今の議論の流れに便乗させていただくことになるかもしれませんが、お話が出てきたことに関連して申し上げますと、先ほど清原委員からもおっしゃっていただきましたけれども、私どもの早稲田大学の法科大学院では、これからの法曹というのは既存の法律をどう適用、運用だけではなくて法律を作ること、それから新しい法律の作用する場面を開拓していくことも必要だ、こういうことを考えてまいりましたので、学生のインターンシップの派遣先にも自治体、中央省庁、それから海外の機関等々に派遣してきて、その成果であろうかと思っておりますけれども、法曹有資格者で海外に行ってNPO活動をしている人も何人か出てきています。

また、立法との関係では、つい先立って成立した原発事故の被災者支援法というのも、これは法科大学院出身の弁護士たちで現地の支援を進めてきた人たちが、賠償と生活再建支援との間に隙間がある。ここについては立法的な対応が必要だということで、立法提案を含む活動をしてきた、その一つの成果だと認識いたしております。

そういう意味で、法科大学院の中で、立法学の授業をするだけでなく、個々の法律の授

業の中でも、要するに試験に通るための勉強ではなくて、そもそも法とは何か、法はいかにあるべきかという教育に努めてきたことの成果が、徐々にではありますけれども、そういった形で多方面に出てきているんだろうと思います。職域の拡大の問題だけではなくて、法科大学院の今後の在り方ということを考えてときにも、そういう視点を是非盛り込んで検討していただければと思っています。よろしくをお願いします。

○佐々木座長 ありがとうございます。ほかに何かこのパブリックな。

○藤田財務副大臣 一言関連で。日弁連の方でも、実は法曹資格のある方で政策秘書の希望の方がおりますよというので、情報の交流をしていただく方がおありまして、それを活用している国会議員も出てきておりますということをご参考までに。

○佐々木座長 ほかにこのパブリックセクターの関係というべきところについては、ではこの案件はいずれまた独立、一回割り当てまして検討いたしますので、それまでにいろいろ準備をさせていただきたいと思っておりますが、パブリックセクターについては取りあえずよろしゅうございますか。

それではこれ、領域を区切るつもりもありませんけれども、次は企業活動に関わる領域についてもこれまで検討、フォーラムでは意見交換をさせていただいたところでございますけれども、何か御意見等ございませんでしょうか。

○萩原委員 このメンバー全体を見ますと、企業という点では私だけが企業サイドから出ておりますので、最初に皆さんの議論の叩きになればと思って、少し発言させていただきます。

一つは、先ほど事務局から説明いただきました企業における活動領域の拡大についてのペーパーは、今までの1年間やってまいりましたフォーラムにおける議論等々を踏まえて、よくまとまっていると思います。基本的な認識として、企業サイドでの拡大がかなり期待できるということでしょうけれども、問題は、時間軸と全体的にどの程度の吸収能力といえますか、キャパシティが想像されるのかという部分について、企業サイドの考え方と、あるいは従来3,000人の法曹と比べて考えられてきたところのベースになっている考え方と一致しているのかどうかというところが、一つの問題点だと思います。

それからもう一つは、課題の中で、これも大体ここに書いてあるようなことが随分と議論されてきているんですが、一つは、1の能力・意欲・ニーズの項の、丸二つ目に法曹有資格者自身がより積極的に活動領域の拡大に取り組む必要があるとありますが、それもそのとおりなんですけれども、この問題は有資格者自身だけに任される問題なのかという視点がより大事だと思っています。

と申しますのは、これはフォーラムの中でも、あるいは出てきたお話かもしれませんが、実は2010年、2年ほど前ですけども、私ども企業内法務を担当している人たちの団体、経営法友会というのがあって、これは企業単位で入っているんですが、約1,000社が会員になっているような団体があります。ここで調査をいたしました。有資格者を採用する意欲が各企業でどのくらいあるのかというようなことでありました。このときの母数が938社でございましたけれども、是非採用したいと言っている会社さんが3%、できれば採用したい、これが8%、合わせて10%ちょっとなんです。それで問題は、応募があれば検討してもいいかなというところが40%ぐらいあって、実はこの部分のところが大変私は大きい課題なんだろうと思っています。

と申しますのは、弁護士会も頑張ってください、有資格者を採用する就職説明会、これ

には、企業も毎年10数社、ブースを出して皆さんに企業サイドの意向も含めていろいろな説明をして、できるだけ採用しようと努めているわけですが、法律事務所のブースを訪ねる人と企業のブースを訪ねる人とを比較すると、企業はものすごく少ない。極端に言えば10分の1ぐらいの人しか集まってこないというのが実態なんですね。

それで、もっと意欲を出して企業に行くような努力をせいと言っても、まず有資格者の意識の中で、できれば法律事務所へ行きたい、しかもできるだけ自分たちが大きく活動できそうな法律事務所へ行きたいという人が、特にこれは男性の有資格者に多いように思われます。そういう人ばかりではないでしょうけれど、外から見れば弁護士事務所に行けなかったからやむを得ず企業に行こうかと思える。

というようなことであるとすれば、企業サイドからすればやむを得ないからという人を積極的に採用しようという気持ちは、ないわけでありませぬ。当社では、今年1月に有資格者を4名採用しましたが、3名は女性でした。これもフォーラムで申し上げたんですが、なかなか男性の有資格者で意欲を持って企業内に行きたいという人たちが見つからない。

私も採用した女性の有資格者に聞いてみますと、企業は最近不完全とはいいいながら、産児休暇を作ったり、いろいろな意味で女性が働きやすい職場環境を作っているんですけども、そういう意味では法律事務所は、私は実態はよく分かりませんが、やはり企業側とは若干差があって、できれば男性の有資格者を採用する方に目が向いているのではないのかなという感じがいたします。

そういうようなことも含めて、私はこれだけ時間をかけて、これだけお金をかけて、それで法科大学院を出て、司法試験を受けて、8年も7年もかかって資格を取ったと。あなたたちはもっと企業に就職する意欲を出しなさい、と言ってもなかなかそう簡単ではないと思います。これは個人の問題だけではなくて、私は法科大学院も司法修習も含めて、やはり将来企業法務を支えるような人たちをもっと入り口のところからどうやって教育していくかということで一体にならないと解決できない問題ではないかと思えます。意欲がないとか、積極的に企業に向かえといっても、企業はそんな消極的な人は要らないということになってしまいます。

活動領域の拡大については、企業としても相当の努力をしていますし、これからもしていこうと考えていますが、有資格者を作っていくときに、最初から企業法務でやりたいんだという人たちがたくさん出てくるような制度設計をしていかないと、後手の対応ではなかなか無理ではないか。感想も含めて、フォーラムのときに申し上げたことと繰り返しになるかもしれませんが発言させていただきました。

○佐々木座長 ありがとうございます。ほかに企業に関わる有資格者の活動について。

○田島委員 私は、障害福祉の仕事をして40年近くさせていただき、この6年ぐらい前から罪を犯した障害者、高齢者の問題に取り組んでまいりました。その中で気付いたことが幾つかあって、今の企業の側からの御意見を聞かせていただいて、私どもが悩んでいるのと非常に似ているところがあると思えました。

実は、罪を犯した障害者の問題のところではびっくりしたのは、法曹界の方が障害者のことをほとんど御存じない。高齢者のことも。認知症のことだって全然御存じない方が大多数だったことでした。刑務所の中を私たちが調査した結果から考えると、六、七割は何らかのハンディキャップを持った人たちが刑務所の中で生活しているのではないかと考えています。

それから、検察庁が担当している被疑者、被告人のところにも、それこそ刑務所と余り変わらないぐらいにいろいろなハンディキャップを持った人たちがたくさんいると思われま。これらの罪を犯した又は罪に問われている障害者、高齢者の捜査、公判、更生教育、社会復帰、再犯防止等の実務に法曹三者の皆さんの力が是非とも必要です。

社会福祉事業は戦後、長年、行政処分による措置として実施されてきましたが、近年、利用者とサービス提供事業者が対等な関係による契約という仕組みになりました。高齢者の福祉は、介護保険制度に移行して、事業量は年々拡大し、費用も8兆円を超える額となりました。65才以下の障害者もまた、契約による利用制度に移り費用も1兆円を超える事業量となっています。

行政が措置をしていた時代は、相方ともトラブルがおこると行政が解決してくれるようお願いすればよかったです。現在の対等契約の時代になるとトラブルや問題点が出てきた場合、当事者間で解決しなければならなくなり、行政の力をあてにすることができません。生きる力の弱い高齢者、障害者自身が自分で問題点の解決をする場合は、特に弁護士さんの助力が必要になってきます。

また、契約によって福祉サービスを提供している事業者には、契約上での疑義やトラブルが急増しています。企業の皆さんと全く同じ条件になっています。医療の場合では、顧問弁護士を持っていない病院というのは、ほとんどないというぐらい、医療はきちとした法的な支援のもとに事業を行うという考え方が確立されています。ところが福祉サイドは、非常に遅れています。

福祉サービスを提供する事業所というのは、株式会社などを含めて既に2万社を超えました。社会福祉法人だけではなくてNPOとかいろいろなところに広がっています。しかし、そこで顧問弁護士を抱えているところというのはほとんどありません。ですから、事業者側にも弁護士さんたちに関わっていただく余地が非常に大きいと思われま。ただ、意識として、社会福祉法人など福祉のサービスを提供する側が顧問弁護士を抱えているということは、何か違和感があるというような一般的な意識が非常に邪魔をしているんだと思います。

それは長い措置福祉の時代に、行政が長年そういうことはまかりならんと言ってきたわけですから、そこが意識の改革が非常に後れているというところもあると思います。

もう一つ問題なのは、利用者、障害者御本人、あるいは高齢者御本人の人権を守るための仕組みがどうかということです。

今、行政は、市町村のところにほとんど福祉の実施主体は移っているわけですが、それは本当にお粗末です。福祉サービスについての実施だけはしていますけれども、その住民を守るための人権を守るという視点からの活動は非常に弱いんだと思います。

例えば福祉事務所、あるいは児童相談所、あるいは包括支援センターなんかのいろいろなサービスを提供している窓口のところには、たくさんのトラブルの種が実は寄せられているわけ。だけ、そこに対応する職員の人たちというのは、法律について詳しい人は市町村の場合でもほとんどいません。福祉の担当の人たちのところでも、福祉の法律については分かって、そのほかのいろいろなトラブルについて解決するというのは非常に弱いんです。障害者などだけでなく一般市民、住民の人権を守るという視点から活動する「人権擁護センター」などの仕組みみたいなところに法曹界の方がもっと参加していただくことが是非、必要だと思われま。

今、検察とか裁判所とか、あるいは弁護士さんたちがいろいろな活躍をしているところというのは、この数年で本当に大きく変わろうとしています。特にこの一年、最高検でも改革が進んで意識も大きく変わってきていると思います。法曹三者の皆さんたちが国民の幸福を第一に考え、意識改革を深めていただくことが大変重要だと思います。

最後に、私は、30年ぐらい前からやってきたのは被害者になった障害者を守る活動をしてきました。障害を持つ人たちとか高齢者というのはものすごく被害者になっているんです。そこには法的なトラブルが一杯あって、弁護士会でそういう相談を受けていただいて、無料の相談なんかをやっていただいて、そこで随分助けていただいています。けれども、それでも圧倒的に足りないです。

そういうことを考えますと、法曹界の皆さんが活躍していただく領域というのは本当に大きくあるんだと思います。ただ、ちょっと取り組めば、具体的に実現できるなんていうこともたくさんあるんだと思います。それをどういう形でやるかです。お金を一杯付けなければできないものもあると思いますけれども、そんなお金なくて、ある面ではもっと進めようという運動を起こすことによって進められるものもあるんだと思います。具体的にまた機会がありましたらそういう提案をさせていただきたい。

○佐々木座長 分かりました。どうもありがとうございました。企業からもうちょっと広い範囲の話ですけども、国分さん何か御発言ございますか。

○国分委員 幾つかの点、私、感想を語らせていただきたいと思います。

まず最初に、医学部で7,000人を超える卒業生を出しておりますが、今回このような検討委員会を設けるといふことには至らないわけですね。それは何かというと、働けるわけでありまして、ここで最も大事な点、私が考えているのは、医学が進歩どうのということではございません。38兆円に近いお金が国民医療費として使われておりまして、毎年1兆円ずつ国民医療費が増えているのでございます。その増えることの善し悪しは私言いませんが、このことによって医師ばかりではございません。例えば皆さん御存じ、骨接ぎがどの町にも100メートル間隔ぐらいで増えている。この人たちも生きていけるわけですね、仕事があるという。

では、法曹の問題について、こういった財政的な、あるいは経済的な裏打ちがあつてのことなのかということですね。これは私、一番最初にこの委員を引き受けると言ったときに感じたことであります。したがって、何らかの国全体としての経営、経済的、お金の面での裏打ちがないと、どうしてもこれは間口が広がらないだろうと思われるのであります。

次にお話ししたいのは、法曹関係者、法曹の方々を使う側ですよ。消費者的な感覚からすると、どの方が専門なのかということが分からないということですね。医療の方ですと分化しております。例えば私、紹介いたしました、整形外科医であるよとお話ししましたが、その中でも脊椎をやっていますよというお話をしました。このようにどんどん分化しております。果たして法曹がそのようになっているかということです。需要のことを考えて、例えば自分のキャリアの形成を企業内の法律的なところで目指していきたいということを唱えている人がいるだろうか。あるいはそういう教育を大学がしているだろうか。例えばかつては外科・内科しかなかったんですが、外科も脳外科や、あるいは整形外科とどんどん分かれていきました。果たして大学はそうなんでしょうか。あるいは大学の教育そのものに基礎研究だけやっていた。昔は日本のイメージですと、解剖学とそういうことが主体でしたが、しか

し臨床医学というものが発達しまして、臨床の分野の教授が非常に増えております。果たして大学でそういう教育をしているだろうか。臨床的な社会を意識した分化があるか。学生がそういう教育を受けていれば、キャリア形成の資質が深まり、自分の夢のような、あるいは人生設計ができます。そうなれば、プライドを持って企業に行けるんじゃないかと思うんですね。

弁護士さんとして開業するのがベストの姿だとしか考えられなければ、なかなかほかの分野には行かないだろうということですよ。もちろんそれには給与等で開業に匹敵するような、あるいはそれより多少少ないけれども、プライドを持つことによって給料の少ない分を補えるということですね。こんな幾つかの分化というようなものがあって、法曹人の多様性というものが生み出されていく、こういう教育をしているかというのが私はちょっと気になるのでございます。

あと最後にお話ししたいのは、先ほどの病院も顧問弁護士を契約しているはずだと。これは当然なんでありますが、実は私、医師の集まりというと医局ということで叩かれるわけですが、私は教授現役の時にそういう集まりをNPOとして認めていただきました。そして、顧問弁護士との契約をしてございまして、その真意は何かといいますと、病院の弁護士は最後には病院のことしか考えないということなんであります。したがって、私はメンバーである医師が将来刑事あるいは民事で問題になると考えられるときは、初動からその顧問弁護士に動いてもらう、我々医師を守っていただくための、そういう契約をしております。

ですから、もちろん医療界で38兆円のお金が動くわけですから、これは大変なマーケットなんでありまして、その取組方も単に病院の顧問弁護士というだけでなく、医師そのものを守るとか、あるいは看護師を守るといような発想でお考えいただくのもいい。そのためにはやはり弁護士さんがみんな同じに見えてしまうというのはよくないんじゃないかと思うんですね。

○佐々木座長 いろいろ御発言をいただいてありがとうございました。それでもう一つ、海外展開業務というのもありますので、そちらも含めて、南雲さん、労働関係はどうですか。特に御発言。

○南雲委員 最後にさせていただきます。

○佐々木座長 そうですか。はい、分かりました。それでは、海外展開業務というの先ほど事務局からの柱として出されておりましたけれども、何か。活動領域の在り方としてこういう点を検討すべきだという御発言があれば伺いますけれども。

○山口委員 今回の資料のところに、グローバル化への対応、顧客側に立ったきめ細かいサービスというのがあるんですが、問題は先ほどのマーケットの話で、それを企業が負担するかどうかだと思うんですが、特に中小企業の場合、私は法的な専門家と早い段階から海外展開において自分たちの構想を同時進行で検討していくことは非常に重要だと思います。ただ、それを中小企業の人たちがみんな本当に自覚しているかどうかというと、まだ怪しい。先ほどマーケットという話がありましたけれども、そのところをしっかりと伝えて市場を作ると。市場はやはり創造すべきものでありまして、市場を作り出していくという発想が必要だと。

そのためには何が必要かということ、海外展開に伴って必要なコスト全体の中の一部として、法律の専門家に関わるコストが中に最初から組み込まれるようにしていかないと、別個に弁

護士さんだけ頼んだということになると、これは非常に負担感が大きいので、海外展開そのものを支援していくようなコンサルタントとか、行政的なJETROとか、外務省もそうですけれども、そういう海外展開支援の中の一つとして弁護士を1人付けろとか、こういう弁護士を紹介するから、ここはこういうものについてのコストは当然の費用として織り込むべきだとか、そういうことを伝えながら、同時にもし行政がある程度支援するならその中に予算化していくことをやっていかないと、なかなか実際のニーズがマーケットにならないと思います。

ただ私、ちょっと議論で違和感を感じるのは、例えばこういう日本語による法律サービスの提供とか、日本企業のニーズを的確に把握した上で日本法と現地法を比較対照しながらきめ細かいアドバイスをします。これは弁護士さんではなければいけないのでしょうか。つまり法曹の職域をどう増やすかという発想でいきますと、弁護士以外のものでやられると職域がかえって侵害されることにもなるんですが、でも一方ではこういう先ほどの多様化と言われたんだけれども、お医者さんだって全部手術できる人ではなければいけませんというわけではないですから、当然裁判に立たなければ、立つという資格を持った人ではなければいけないということもないわけで、そういう高度な法律知識を持った専門家の能力をきちっと認定する仕組みを作っていくと、そういう人たちが企業といろいろな接点を付けていくと。その人たちとの連携で資格を持った弁護士さんたちが活躍をしているということを考えることも必要なのではないかという気がするんですね。

どうもニーズはあるニーズがあると言いながら、なかなかマーケットにならない一つは、弁護士さんではなければいけないというハードルがやはりあって、その間のところでもう一つ法律の専門家としての職種のある一定の能力をきちんと認定して、その人たちがそういう役割を果たして、むしろ企業コンサルタントに強い、近いような人たちの中でそういう資格を持った人がいて、その人たちが弁護士さんと連携とってやっていくというような仕組みも考えていく必要があるのではないかという気がするんですね。

それを一気に資格を持った弁護士さんの職域というだけで限定してしまうと、最初からどうもハードルが高くて、マーケットが作りにくいのではないかという気がするんです。それから、法科大学院の教育の在り方についても、弁護士養成ということだけではなく、先ほど言ったようにいろいろな多様なニーズがあるわけですから、多様なニーズに対応できるような法科大学院になっていくためにも、そういう一定の分野についての法律の専門家に関する能力を認定するような仕組みを別個で作っていくことで、法科大学院の活躍の場所をもっと広げていくということも僕は考えるべきではないかと思います。

恐らく実際に企業に関わっている人たちは、必ずしも弁護士さんではなくてもいい。でも法律に詳しい人はやはり身近にいてほしいなとか、そういうところが現実なんではないかと。それをどうやって資格者のところのニーズにつなげていくかというところ、もう少し多段階とか、双方幾つか考えてやっていかないとちょっと難しいのではないかという気がするんですね。

おすしでも、回転ずし食べているうちに、だんだん回転しないすしが食べたくなるみたいに、入り口は回転ずしでファミリーだったんだけれども、ちょっと所得が増えると回転しないすしを食べたくなる。マーケットってそうやって作っていかなければいけないと思うんですね。入り口をちょっと広げるような仕組みを考えていかないと、一気に弁護士さんの職場

という考え方をしていくと、発想が貧困になって進まないのではないかという気がしますけどね。

○佐々木座長 ありがとうございます。

○高井文部科学副大臣 私、先ほどの山口先生の御発言に本当に同感するものでございまして、そもそも今日の議論も法曹有資格者の活動ということが前提になっておりますので、法科大学院を修了した者は法務博士という資格というか認定が得られるわけでございます。今、法曹志願者は減っております。なぜかという、やはり資格を取れなければどうなるのかという恐怖感といいますか、高いお金を払い、長い時間を使って法科大学院を修了しても、必ずしも100%有資格者になれるわけではないと。やはりこのハードルというのは大変大きいと思います。

そこで、改めてそう思いますのは、企業にしても多分自治体にしても、本当にリーガルマインドを持ったゼネラリストというのはすごく大事なのだらうと思います。先ほど萩原委員もおっしゃった、正に3年も5年もかかって資格を取った後に企業になかなか行く気にならないというのをクリアするためにも、企業に入って海外活動をしたいから法科大学院を出る、最短で2年か3年で卒業して企業に入りたい、そういう人のキャリアパスというのもあっていいのだらうと思います。

何段階か山口先生がおっしゃったような、本当にリーガルマインドを持った法科大学院修了生の道というのを広くいろいろ考えていかなければならないのではないかと私も思っております。その中で先ほど鎌田先生からも立法院での話がございましたが、今残念ながら政策秘書は法曹有資格者でないと成れないと。では、法科大学院修了生という法務博士は、とても立法院の中で、特に秘書スタッフとして活躍するにはいい舞台ではないかと思うのですが、ただ、今だと卒業しただけでは成れないと。卒業した後のキャリアパスをしっかりと作っていったら必要性があるのではないかと我々も考えておりました。改めて有資格者だけでなく、法科大学院修了生の活躍の舞台というのをいろいろ考える中で、キャリアパスのイメージが作れるようなことができていけば、法科大学院の志願者というのも増えていくのではないかと、リーガルマインドを持った人が増えていく道につながっていくのではないかと思っております。一つ申し上げたいと思います。

○佐々木座長 ありがとうございます。今日は12時までということで一応お時間をいただいておりますが、あと10分ぐらい。何か御意見あれば伺います。

○和田委員 弁護士の職域拡大の話は、私としても歓迎すべきことだとは思いますが、重なる話とは思いますが、2点ほど感想を述べさせていただければと思います。

1点目は、萩原委員からもお話ありましたが、弁護士を志望する人の多くというのは、やはり本音ではできれば組織外で仕事をしたいと思っているのではないかと。地方自治体とか会社の中で仕事をするというのであれば、大学卒業してすぐ新卒で就職して組織に入るといいわけですから、弁護士を志望する人で自ら進んで組織内の仕事を希望するという人は、残念ながら余り多くないのかなという感じがします。私も、組織外では仕事がないから言わば次善の策として組織内の職も考えようという、そういう人が多いのが実態ではないかと思っております。私は、これ自体は仕方がないのかなという感じがしています。

それからもう1点ですが、実際問題として、既に組織の中で法律的な業務を行って

いる方がいるとすると、その人からは組織内弁護士というのは余り歓迎されないだろう、という話を聞いたことがあります。つまり、弁護士資格なしに従来法律的な業務を組織の中で既にやってきているという人にとっては、そこに新たに弁護士資格を持った人が入ることになると、自分たちへの評価が相対的に下がる可能性がある。だから、自分たちだけでこれまで仕事をしてきて特に問題はなかったという、そういう点を強く主張するだろうということですね。私も、実際問題としてそういう問題もあると思います。現場の感覚も考慮して話を進めなければならないのではないかと思う次第です。

○佐々木座長 どうもありがとうございます。

○南雲委員 活動領域の在り方を話をするとき、司法制度改革審議会の描いた、従来の国内で訴訟を担当するという法曹像を、今いろいろお話がございましたように、多様化・高度化・国際化する国民のニーズに応じて、より社会の様々な分野で活動する解決者ということで、法曹を目指すということを忘れてはならないと思っております。

その中で、この活動領域の在り方を検討するに当たっては幾つか課題も整理いただいておりますが、またそれぞれの分野で問題点を改めて整理もされると思いますが、社会を構築されるためには多様な法曹人材を養成することというのは、今いろいろ意見をいただいておりますけれども、法科大学院における教育や司法試験の在り方、それから司法修習の在り方、就職支援のための制度整備などと一体となって取り組まなければならないだろうとも思っておりますので、今後特に関係省庁がしっかりと連携をして検討を行っていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

もう1点は、法曹人口に関わる点になるかと思いますが、今、事件数が増加しております労働審判でございます。現在、地方裁判所支部で一部の取扱いとなっております、制度利用者のニーズに合った運用を行うためには、裁判所の人的・物的面での強化が必要だと思います。全国で労働審判制度の実施が可能になれば、今後の法曹人材の活躍の場の拡大にもつながると思います。是非この会議でも御検討いただきたいと思っております。

また、ここにはふさわしくないのかも分かりませんが、労働事件については法律扶助の必要性が高くなってきておりますので、労働訴訟、労働審判のみならず、労災申請など、行政手続にも適用拡大をすべきだということをお願いしておきたいと思っております。

○佐々木座長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますか。

○丸島委員 今日は、新しく参加された委員の方々を初めいろいろな分野のお話を伺うことができて勉強になりました。今日御指摘のあったそれぞれの分野については、既に多くの弁護士たちがこの間一生懸命に取り組んできているところもたくさんありまして、そうした取組との関係で今どういう点が課題となっていて、その課題を克服するために、先ほど萩原委員が言われたように頑張れというだけでは済まないわけですし、どのような仕組みや、あるいはそれを裏打ちする制度、あるいは先ほど来指摘されている財政措置が必要になるのか。この辺りのことを政府の機関であるこの検討会議としては議論すべきだろうと思っております。

先ほどお話に出ましたが、法曹志望者はなぜ法律事務所を志望するのかということですが、一つは、今のお話のとおり、司法を志す人の特徴ですが、組織の中でというよりは、具体的な現場の一つ一つの案件、あるいは一つ一つの人権、あるいは一人一人の人に寄り添い、法的な支援をしていこうと。こういう発想を強くもった方々がこの分野を目指して来ているのだろうと思っております。

先ほど自治体、それから医療、福祉、いろいろな分野のお話しが出ていますが、それぞれの分野で組織のマネジメント、あるいはガバナンスを担うという、そういう面での法律家の活動と、そしてもう一つは現場の一人一人の住民・市民の福祉面でのニーズに沿う活動などにも弁護士が多く関わろうとしています。自治体で働いている弁護士も、確かに条例制定などの分野もやっていますが、個々の住民が抱える様々な問題を、法的な力を駆使して、住民サイドに立った住民のための行政をどうやっていくかという観点からそうした仕事を志向している人たちも少なからずいます。そして、自治体組織の外では、個々の弁護士が先ほど指摘された高齢者や障害者の人権問題への取組を、行政と連携しながら進めています。

組織の中で法的な分野を担う人がいて、組織の外には顧問弁護士を初め個々の分野の弁護士がいて、その間の連携をどうとるか。あるいは組織の中の行政に携わる人は必ずしも法律家でなくてもいいと思うのですが、そういう関係機関のコーディネートをする人と弁護士との連携を進める仕組みが大事だろうと思います。

そういう意味で今日皆さんのお話しを伺っていて、組織内外の連携の仕組みをどうするのか、それからその活動をボランティアで終わらせることのないよう財政的な措置をどうするか。そしてもう一つ、今言われた労働や消費者の分野でも最終的には裁判に関わる部分というのがどうしても残るわけですし、弁護士の多くはそこで活動するわけですので、法律扶助を含めた司法アクセスの整備や、民事、行政を初めとする裁判制度の整備充実というものも忘れてはならない課題だと思っています。これの点は、フォーラムの論点整理にも入れていただきましたけれども、こうしたそれぞれの分野の指摘されている課題のきちっとした検討と大きな戦略的方向性というものは是非御議論いただきたいと思っています。

○佐々木座長 ありがとうございます。今日は第1回会合ということもございまして、いろいろな角度から問題提起をしていただき、今後の検討に大変刺激的な御発言をいただいたものと認識をしております。

さて、この活動領域の拡大の件なんですけれども、先ほど申しましたように第9回でまたやるということもございまして、私の認識では活動領域の拡大の必要性、あるいは可能性ということについては、おおむねいろいろな認識は共有されている面があると同時に、様々な課題があるということもまた共有されているという認識を持っております。

そこで、本日の御指摘やこれまでの御意見を踏まえまして、より具体的に検討すべき点が多々あるということは否定できない事実でございますので、まずは政府の関係省庁や関係団体の方々を中心にして、具体的な検討をお願いしたいと私は考えているところでございます。

その場合、事務局が中心になるんですけれども、各分野ごとにそれぞれ課題や実情が違いますので、それぞれに応じて課題と克服すべき方策についてどのような取組が可能であるかを検討いたしまして、その結果を第9回のところで報告していただくかと考えております。

丸島さんが言われたように、どこまで我々の仕事の範囲かという問題はありますけれども、整理はいろいろする必要はあるかなと私自身も思っております。これは違った会議の問題だという話も出てくるところまで入るつもりはございませんけれども、整理をしていく必要があると思うので、いつも同じところをぐるぐる回っていても仕方ないものですから、そういう意味で整理をできるところまでは第9回会合でやらせていただくよう、それにふさわしい準備を事務局を中心にして、政府、関係省庁や関係団体の間で具体的な検討をしていただいて、御報告をお願いするというところで、今日の議論はそういう意味では課題設定という

ことでとどめさせていただきたいと思っておりますが、取りあえずそれでよろしいですか。

次にこの問題を取り上げるのは、恐らく年明けになるかと思えますけれども、それまである程度時間ございますので、そういう準備を事務局を中心にして宿題をお願いしたい。そしてその際、当然のことですが、事務局のリーチが及ばない問題も多々あるかと思えますので、関係省庁、関係団体に加わっていただくことをお願いするということでございますし、また必要に応じてここにいらっしゃる有識者委員の方にもアドバイスをお願いするということも当然念頭に入っておりますので、その節にはまたよろしくお願ひしたいと思っております。

そういうことで、今日取り上げました活動領域の在り方についての議論は、本日が入り口で、第9回の会合で本検討会議としてのまとめの議論をさせていただきたいということをお願いしたいと思います。

○丸島委員 それで結構だと思うのですが、ただこれまで活動領域の議論は企業関係を始めいろいろなところでやられてきたわけで、なかなか難しい問題もあるという経過でできていますので、できるだけ具体的な仕組み・制度として何が打ち出せるのかということの検討をお願いしたいと思います。そこで、その検討の途中の過程で、個々に検討状況について伺いすることはよろしいでしょうか。

○佐々木座長 ちょっとこの会議を動かしてみないと分からない。御要望があれば、御要望をいただいて、あと私の方で可能かどうか考えさせていただきます。

○丸島委員 第9回の会議でいきなり結論めいたものが出てきてもいかがかと思えますので、どういう進行状況にあるかについて伺いたいと思えます。

○佐々木座長 それは一応今日の資料6には第9回と出ていますので、それを基本にやらせていただきますが、特に教育のところなんかも含めて、あるいは何か途中で實際上議論がそっちへ及ぶようなこともあるかもしれませんが、基本は第9回ということをお願いしたいと思います。

それでは終了時刻となりましたので、本日はこれで終わりにしたいと思います。次回の予定を事務局からお願いします。

○松並官房付 次回は9月20日木曜日、午前10時半から午後零時30分まで、本日と同じ法務省20階のこの第一会議室で執り行いたいと思えます。詳細につきましてはおってお知らせいたします。

○佐々木座長 本日はありがとうございました。今日は第1回目ということで、私から簡単なブリーフィングを記者に対して行うことになっておりますので、御了承ください。それでは、次回もよろしくお願ひいたします。

—了—